

職員の懲戒処分の公表について

この度、本学職員に対し、令和8年3月30日付で懲戒解雇処分を行いましたので、次のとおり公表いたします。

【処分内容】 懲戒解雇

【処分年月日】 令和8年3月30日

【職種・年代・性別】 看護師・40歳代・男性

【処分事由】 電子マネー不正送金（電子計算機使用詐欺罪の容疑により書類送検）

対象者は、令和6年5月の夜間勤務中、入院患者のスマートフォンを無断で持ち出し、自己の管理するキャッシュレス決済サービスアカウントに、入院患者が管理する電子マネー30万円を送金したものです。令和8年2月に、警察が対象者に対し行った事情聴取において、電子計算機使用詐欺罪の容疑で書類送検される旨が言い渡されました。

大学としての社会的使命から、教職員には、より高い倫理性が要求されているにもかかわらず、かかる行為を起こしたことは、その自覚に欠けているものであり、厳正な姿勢で臨むべきとの結論に達しました。

よって、国立大学法人九州大学就業通則第44条第1項第1号及び第7号に該当し、懲戒処分として同条第2項第1号に規定する「懲戒解雇」することを決定しました。

本学ではこれまでも法令遵守の徹底に努めてまいりましたが、このような事態を招いたことを厳粛に受け止め、深く反省しております。今後は、再発防止策を徹底するとともに、教職員としての倫理意識の一層の向上及び学内秩序の維持・強化に取り組み、信頼回復に努めてまいります。

令和8年3月31日

国立大学法人九州大学